

# 山梨県立北病院 災害時用発電機設置工事 請負契約書

契約番号

1 工事名 山梨県立北病院 災害時用発電機設置工事

収入

2 工事場所 山梨県韮崎市旭町上條南割3314-13

印紙

3 工期 着手 令和7年3月11日  
完成 令和7年9月16日

※但し、本契約につきましては、県の令和6年度予算(明許繰越事業)に  
係る議案の県議会可決後、令和7年4月1日付にて行います。

4 請負代金額

	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(請負代金額  
に110分の10を乗じて得た額)

円

5 契約保証金額

地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程（平成22  
年4月1日規程第26号）第26条第1項第3号の規定により、  
契約保証金は免除するものとする。

6 支払条件

工事完了後に乙の請求に基づいて支払うものとする。

7 遅延利息

甲は、自己の責に帰すべき事由により契約額の支払いを遅延した時  
は、乙に対して、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24  
年法律第256号)第8条第1項に定めるところにより、遅延利息の率の割  
合で計算して得た額の遅延利息を、支払うものとする。

8 違約金及び損害  
賠償

甲は、乙の責めに帰すべき事由により乙が作業を完了しないとき又は完  
了する来込みがないと甲が認める時、この契約を解除することができ、  
乙は、違約金として、契約額及び消費税及び地方消費税に相当する額  
を加算した額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲に支  
払わなければならない。

また、上記による工期の遅延により甲に損害が生じた場合、上記違約金  
のほか、その損害を賠償するものとする。

9 支払条件

工事完了後に全額を乙の請求に基づいて支払うものとする。

10 暴力団員である  
ことが判明した場合

乙が、契約後、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平  
成3年法律第77法)第2条第6号に規程する暴力団員(以下「暴力団  
員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であることが判明し  
た時、甲は契約を解除し、乙は、8に規定する違約金及び損害賠償金の  
とおりその損害を賠償するものとする。

上記の工事について契約担当者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項  
によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

契約担当者(甲) 職名 地方独立行政法人 山梨県立病院機構 山梨県立北病院  
氏名 院長 宮田 量治 印

請負者(乙) 住所

商号又は名称

氏名

印